# 中小企業省力化投資補助事業(一般型)

# 電子申請マニュアル(応募申請) 第4回公募

2025年10月31日 版

独立行政法人中小企業基盤整備機構 https://shoryokuka.smrj.go.jp/

## 電子申請マニュアル(応募申請)について

本マニュアルは中小企業省力化投資補助金の応募申請を行う際の電子システムの操作や注意点について記載した資料です。

申請要件や留意事項については必ず「公募要領」にて、申請の対象であることを確認してください。

## 注意点

- 本事業の申請は、電子申請システムのみで受け付けます。入力については、申請 者自身が本マニュアルに従って作業してください。
- 入力情報については、必ず申請者自身がその内容を理解、確認の上、申請者自身 が申請してください。
- ※申請者自身による申請と認められない場合には、当該申請は不採択となります。
- スマートフォン、タブレットでは操作できません。PCをご準備ください。
- 応募申請手続きの中に、メールアドレスによる認証があります。認証コードの発 行には時間を要する場合がありますので、締切日は特に時間に余裕をもってお 手続きください。

なお、認証コードの不達により締切時間に提出が間に合わなかった場合も、締切 以降の提出は受け付け致しませんのでご了承ください。

## GビズIDについて

本事業の申請は、GビズIDプライムアカウントを取得のうえ、電子申請システムにより申請いただきます。

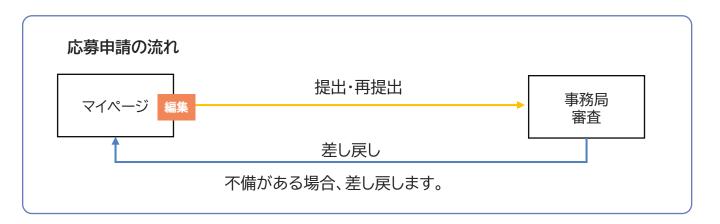
GビズIDプライムアカウントの発行には、一定期間を要しますので、お早めにご準備いただきますようお願いいたします。

GビズID について https://gbiz-id.go.jp/top/

応募申請を始める ――――――	<u>P.5</u>
電子システムでの応募申請について ――――	<u>P.6</u>
● 宣誓・手引き	<u>P.7</u>
<b>②</b> 基本情報 ————————————————————————————————————	<u>P.8</u>
❸ 要件	<u>P.10</u>
4 加点項目 ————————————————————————————————————	<u>P.12</u>
⑤ 事業計画名及び作成者情報 ────	<u>P.13</u>
6 最低賃金及び特例希望 ─────	<u>P.15</u>
<ul><li>事業計画数值 ————————————————————————————————————</li></ul>	P.16
❷ 経費明細 資金調達内訳 —————	<u>P.17</u>
<b>9</b> 書類添付	<u>P.19</u>
<b>®</b> アンケート	P.22
● メールアドレス認証	P.24
<b>⑫</b> 確認 ———————————————————————————————————	P.25
お問い合わせ	P.26

応募申請は申請システムのマイページから開始し事務局へ提出してください。 提出の前には、申請情報や書類に不備や不足がないことを必ずご確認ください。 申請された内容に不備がある場合は、事務局から差し戻しを行いますので、指定 された訂正期限までに修正を行い、再提出をしてください。

訂正期限までに不備が解消されなかった場合は原則不採択となります。また、期限までに再提出されなかった申請は、申請を取りやめたものと見做します。



## 以下のタイミングでメールが送信されます。事務局からのメールは必ずご確認ください。

- 応募申請の提出が完了したことを通知
- 事務局から差し戻しを行ったことを通知
- ・ 採否が決定したことを通知

迷惑メールフィルターの設定によってはメールが受信できない場合があります。 「shoryokuka.smrj.go.jp」からのドメインのメール受信を許可してください。

# 応募申請は本事業のホームページから始めることができます。



# ☆ 応募申請およびマイページはこちら

一般型トップページの右上にボタンが あります。



## GビズIDにてログインをしてください。



GビズID	
ログイン / Login	
アカフンドID / Account ID(メールアドレス / Email)  バスフード / Password	
ログイン/Login //スワードを支むた方はこちら/Forgot password?	,
アカウントを持っていない方はこちら / Don't have an account? Sign u	<u>p.</u>
アカウントID(メールアドレス)を忘れた方・SMSの発信ができない方はこ Forgot account ID7 / Can't receive SMS2	<u>56</u>



過去公募回にて採択された事業者、他の 公募回に申請中の事業者は本回へ申請 はできません。また、本公募回に申請中 は、次回公募回には申請できません。

申請データは公募回ごとに新規作成が必要です。期限切れとなった申請データは次回以降の公募回で利用することはできませんのでご注意ください。

#### 新規申請

マイページトップ画面の新規申請ボタンから応募申請が開始できます。

#### 編集

作成中の申請は編集ボタンから申請 を再開することができます。 応募申請手続きは①~⑫まであります。 各画面の上部にて手続きの進行状況を表示しています。



- ① 宣誓・手引き
- 2 基本情報
- ❸ 要件
- 4 加点項目
- 6 事業計画及び作成者情報
- 6 最低賃金及び特例希望
- **卵** 事業計画数値
- ❷ 経費明細 | 資金調達内訳
- ② 書類添付
- **10** アンケート
- メールアドレス認証
- **12** 確認

## 申請画面のボタンについて

戻る

前画面へ戻ります。

次へ

次ページへ進みます。

入力や添付が完了したら次へ進めてください。

一時保存

申請内容が一時保存されます。途中で申請画面を閉じる際に は一時保存するようご注意ください。

修正

❷ 確認画面にて●~●の画面に遷移します。

計算

経費や計画値が計算されます。

# 応募申請ステータスについて

【応募申請】作成中

応募申請が新規作成され入力中です。

【応募申請】申請期限切れ

作成中の応募申請の公募締切日が過ぎています。

【応募申請】申請済

応募申請が事務局へ提出されています。

【応募申請】採択

採否が決定し補助金交付候補者として採択されています。

【応募申請】不採択

採否が決定し不採択となっています。



マイページトップ画面にて確認できます。

# 宣誓項目の確認画面です。

## 宣誓・手引き



#### 1-1.公募要領・手引き

下記書類をよく読み、本制度や手続きの手順について十分ご理解のうえ、手続きを進めてください。



#### 1-2.宣誓事項 必須

申請にあたり以下、宣誓が必要です。すべての項目を確認しチェックを入れてください。

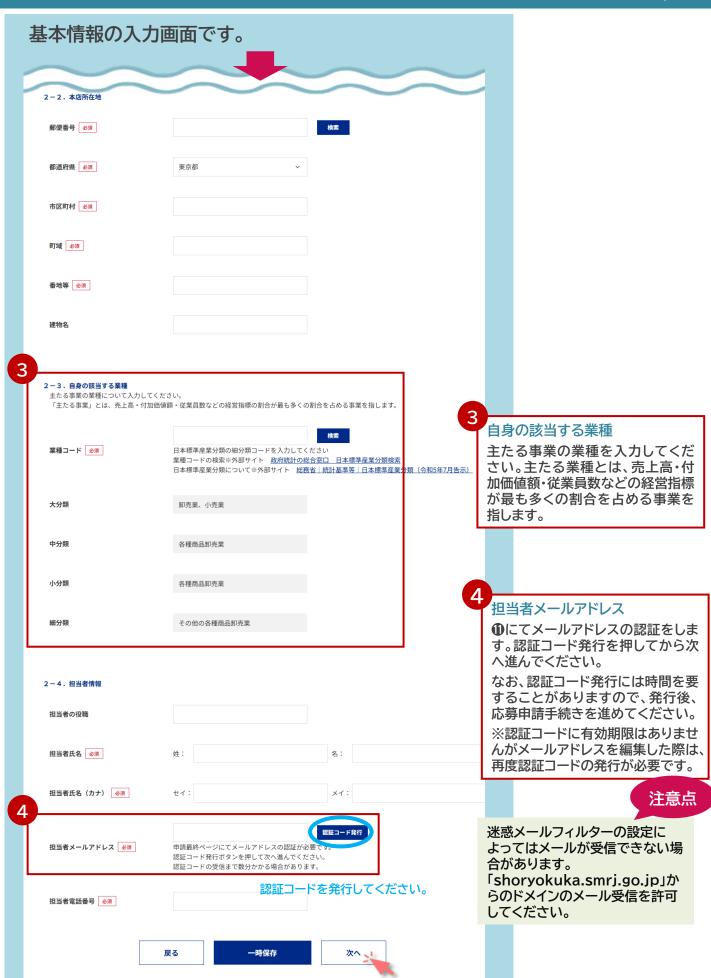
1	中小企業省力化投資補助事業に係る補助金(以下「本補助金」という。)の公募要領等の記載内容を全て確認・理解したうえで、申 請事業者が事業計画の作成及び実行に責任をもって取り組むことに同意するとともに、申請事業者自身により申請を行います。	~
2	申請事業者及び申請する事業内容は本補助金の申請要件(補助対象者、補助対象事業等)に該当していることを確認しました。 また、特定非営利活動法人である事業者は、交付申請時までに補助金の事業に係る経営力向上計画の認定を受け、交付申請時に申告 を行います。	~
3	本補助金の申請要件を満たしていない場合や、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」等に 違反する行為等をした場合には、不採択、採択決定の取消、交付決定の取消、補助金の返還、事業者名及び代表者名を含む不正内容 の公表等が行われることに同意します。	~
4	本補助金の事業計画書記載の賃上げ計画の達成に取り組みます。補助事業終了後に実施する効果報告時に、賃金引上げ状況の報告を 行わなかった又は要件が連成されなかったことにより、補助金の返還指示があった場合、その指示に従い補助金を返還することに同 思します。また、その後の達成状況の確認を受けた場合には速やかに、回答・調査対応することに同愿します。(賃上げ加点事業者 含む。)	<b>~</b>
5	本補助金の補助対象経費については、専ら補助事業計画書に記載の事業(以下補助事業という)のために使用します。なお、以下重 複について確認しました。 ・(過去又は現在の)国(独立行政法人等を含む)が助成する制度との重複を含む事業を申請する事業者のうち、補助対象経費が重 複している事業、公的医療保険・介護保険からの診療報酬・介護報酬、固定価格買取制度等との重複がある事業は補助対象となりま せん。	<b>~</b>
	補助事業以外の目的・用途に供したことにより、不採択、採択決定の取消、交付決定の取消、補助金の返還となった場合に、異議を 申し立てません。	
6	上第5.について、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)および中小企業省力化投資補助金事務局(以下「事務局」という。)が重複受給の確認を行うため、中小機構及び中小企業庁所管の他機助金事務局が保有する、申請事業者に係る機械助金申請・交付等に関する情報を利用することに同意します。また、数率的な補助金給行のため、本事業の申請・交付等に関する情報を利用さます。また、数率的な補助金給行のため、本事業の申請・交付等に関する情報についても、中小機構及び中小企業庁所管の他補助金事務局に対して情報共有することに同意します。	~
7	採択結果は、提出した事業計画に記載のある補助対象経費の全額に対して、補助金の交付を保証するものではないことを理解しまし た。補助金交付申請時に補助対象外経費が含まれていた場合等は、交付決定額が減額または全額対象外となることに同意します。	~
8	認定経営革新等支援機関や専門家等の外部支援を受けている場合には、事業計画書作成支援者の名称、報酬、契約顧問等を必ず記載 します。支援を受けているにも関わらず情報が記載されていないことが明らかになり、申請にかかる虚偽として、不採択、採択決定 の取消、交付決定の取消、補助金の返還となった場合に、異議を申し立てません。また、事業者名及び代表者名を含む不正内容の公 表等が行われることに同意します。	~
9	(申請において事業計画書作成支援者の支援を受ける場合) 中小機構及び事務局が、当該事業計画書作成支援者に直接、補助事業や 事業計画書について質問等行う場合があることに同意します。	~
10	「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある事業者」ではありません。	~
	補助事業実施期間内【交付決定日から18か月以内(採択発表日から20か月以内)】に、発注・納入・支払等の全ての事業の手続き を完了し、実績報告書を提出しなければならないことを理解しました。	
11	申請事業者として以下の機務を遵守します。 ・説明会への参加 ・処分制限財産の管理・取扱い ・補助金等適正化法違反行為の禁止、計画変更、事業中止・廃止の事前承認 ・補助金要適正化法違反行為の禁止、計画変更、事業中止・廃止の事前承認 ・補助金要数 ・補助金要払 ・調査・成果事例作成への協力、善管注意義務	<b>✓</b>
12	ファイナンス・リース取引において対象リース会社との共同申請を予定している事業者は、応募申請時に共同申請の利用を申告します。 また、応募申請時に利用を申告した事業者が交付申請で対象リース会社との共同申請を取りやめることはできないことに同意します。	<b>✓</b>
13	上記宣誓・同意事項に反する事実や、申請にあたって虚偽や事実と異なる点があったことが明らかになり、不採択、採択決定の取 消、交付決定の取消、補助金の返還となった場合に、異議を申し立てません。また、事業者名及び代表者名を含む不正内容の公表等 が行われることに同意します。	~

## 宣誓事項

本事業に申請するにあたっての宣誓、 遵守事項になります。1~13の全て に当てはまらない場合は申請できま せん。

## 基本情報の入力画面です。





## 要件の確認画面です。

#### 要件



※チェックが無い場合、補助率が3分の2になる等の優遇はありません。

#### 3-1. 小規模企業者/小規模事業者・再生事業者の確認

該当する場合のみチェックを入れてください。

小規模企業者 小規模企業者または小規模事業者に該当 ※チェックが無い場合、補助率が3分の2になる等の優遇はありません。 /小規模事業者 再生事業者

#### 3-2.みなし同一法人でないことの確認 必須

以下のみなし同一法人に該当する法人による申請でないことを確認のうえチェックを入れてください。 ※本事業公募要領2-2参照

#### 補助対象外となるみなし同一法人による申請でないことを宣誓します。

親会社が議決権の50%超を有する子会社が存在する場合、親会社と子会社は同一法人とみなし(みなし同一法人)、い ずれか1社のみでの申請しか認められません。

また、親会社が議決権の50%超を有する子会社が複数存在する場合、親会社と複数の子会社は全て同一法人とみなし、 このうち1社のみでの申請しか認められません。これらの場合において、複数の事業者が申請した場合には、申請した全 ての事業者において申請要件を満たさないものとして扱います。

なお、個人が複数の会社「それぞれ」の議決権を50%超保有する場合も同様に、複数の会社は同一法人とみなします。 また、親会社が議決権の50%超を有する子会社が、議決権の50%超を有する孫会社や、更にその孫会社が議決権の50%超を有するひ孫会社等についても同様の考え方に基づき、同一法人とみなします。

なお、みなし同一法人の判定に当たっては、配偶者・親子及びその他生計を同一にしている者はすべて同一として取扱い ます。過去に交付決定を受けた個人事業主が設立した法人についても、同様の取扱いとします。

加えて、上記に該当しない場合であっても、代表者が同じ法人についても同一法人とみなし、そのうち1社のみでの申請 しか認められません。本補助金を受けることを目的に、主要株主や出資比率を変更し、申請することも認められません。 また、補助事業者が、補助事業実施期間中に、親会社又は子会社等が過去に交付決定を受けているみなし同一法人に該当 することとなった場合は、当該補助事業者の交付決定の取消しを行います。

# 再生事業者

ます。

再生事業者として申請する場合には チェックをいれてください。交付申 請にて「再生事業者に係る確認書」 を提出いただきます。

小規模企業者/小規模事業者 該当する事業者はチェックを入れて

ください。自動判定は行いませんの で該当する場合でもチェックが入っ

ていないと、1/2の補助率を適用し

#### 3-3.みなし大企業でないことの確認 👸

以下のみなし大企業に該当する法人による申請でないことを確認のうえチェックを入れてください。 ※本事業公募要領2-2参照

#### 補助対象外となるみなし大企業による申請でないことを宣誓します。

①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

③大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者 ④発行済株式の総数又は出資価格の総額を①~③に該当する中小企業者が所有している中小企業者

⑤①~③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

⑥応募申請時点において、確定している(申告済みの)直近過去3年間の課税所得の年額が15億円を超える年度がある中

# みなし大企業(法人の申請のみ)

法人の申請の確認項目です。

## 3-4. 風俗営業等に関する確認 🕺 🕉 🥉 🥸 🥸 🥸 🧸

以下に該当する事業でないことを宣誓します。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条各項に定める営業を営む事業(旅館業法第3条第1項に規定す る許可を受け旅館業を営む事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗 特殊営業を営むものを除く)を除く)

#### 3-5. 「両立支援のひろば」に関する確認

従業員数21名以上の場合、交付申請時までに、「両立支援のひろば」に次世代育成支援対策推進法に基づく有効な一般事業主行動計画を公表するこ

すでに公表している場合は、公表先のURLを記載してください。応募時点で公表していない場合は、公表する旨を宣誓してください。 厚生労働省「両立支援のひろば」(https://ryouritsu.mhlw.go.jp/hiroba/search\_int.php)

「両立支援のひろば」における 申請者自身の企業データ詳細ページURLを https://ryouritsu.mhlw.go.jp/hiroba/sear

交付申請時までに、「両立支援のひろば」に次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表します。

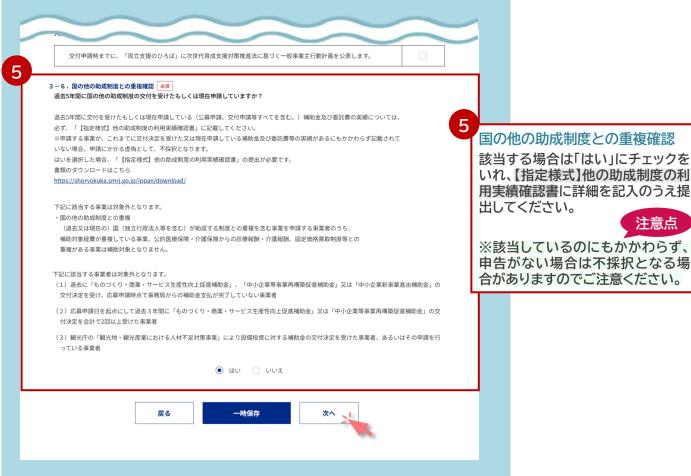
#### 両立支援のひろば

従業員数21名以上の場合ですでに 公表している場合はURLを入力し てください。

交付申請までに公表する場合は宣 誓ボックスにチェックを入れてくだ さい。

注意点

## 要件の確認画面です。



## 加点項目の確認画面です。 加点項目 ① 宣誓・手引き — ② 基本情報 — ③ 要件 — ④ 加点項目 — ⑤ 事業計画名及び作成者情報 — ⑥ 最低賃金及び特別希望 ─ 7 事業計画数値 ─ 8 経費明細 | 資金調達内訳 ─ 9 書類添付 ─ 10 アンケート ─ ■ メールアドレス認証 ― ● 確認 一時保存 4-1. 加点項目 加点となる要件を確認のうえ希望する加点項目にチェックを入れてください。 ※審査の結果各要件に合致した場合にのみ加点されます。 ①事業承継又はM&Aを宝施1.た事業者(由請者) ✓ 過去3年以内に事業承継(株式譲渡等)により有機的一体としての経営資源(設備、従業員、顧客等)を引き継いだ事業者 ※なお、事業承継は、株式譲渡又は相続・贈与により法人と個人間で承継した場合、または同一法人内で代表者交代したものに限る 書類の提出が必要です。提出書類については「応募申請の手引き」をご確認ください。 ②事業継続力強化計画/連携事業継続力強化計画に対する加点 ✓ 有効な期間の事業継続力強化計画の認定を取得した事業者 事業継続力強化計画 連携型も加点の対象となります。 事業継続力強化計画 受付番号(半角10桁) 1234567890 実施期間始期 **軍施期間終期** 2025 マ 年 11 ③成長加速マッチングサービスに登録している事業者に対する加点 ✓ 「成長加速マッチングサービス」の挑戦課題を登録している事業者 4 賃上げ加点 ▼ 事業計画期間(補助事業完了年度の翌年度以降)における給与支給総額の年平均成長率4.0%以上増加する計画を有すること及び、事業場内最低 賃金を毎年3月に事業実施都道府県における最低賃金より+40円以上の水準を満たすことを目標とし、事務局に誓約します。 又、効果報告において未達の場合は、当該報告を受けてから18か月、当補助金の次回公募及び中小企業庁が所管する他補助金\*への申請におい て、正当な理由が認められない限り大幅に減点することに同意します。 \*ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業(ものづくり補助金)、サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)、小規模事業 者持続的発展支援事業(持続化補助金)、事業承継・M&A支援事業(事業承継・M&A補助金)、中小企業等事業再構築促進事業(事業再構築補助 金)、中小企業省力化投資補助事業(省力化投資補助金)、中小企業新事業進出促進事業(新事業進出補助金) 賃上げ加点 加点を受ける場合、事業計画で策定 ⑤地域別最低賃金引き上げに係る加点 する目標値が高くなりますので、事 地域別最低賃金引き上げに係る加点を希望する 業計画をよくご確認ください。 「【指定様式】地域別最低賃金引き上げに係る要件確認書」の提出が必要です。 書類のダウンロードはこちら https://shoryokuka.smrj.go.jp/ippan/download/ ⑥事業場内最低賃金引き上げに係る加点 ✓ 事業場内最低賃金引き上げに係る加点を希望する 「【指定様式】事業場内最低賃金引き上げに係る要件確認書」の提出が必要です。 書類のダウンロードはこちら https://shoryokuka.smrj.go.jp/ippan/download/ ⑦えるぼし加点 ☑ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく「えるぼし認定」を受けている事業者 ✓ 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく「くるみん認定」を受けている事業者 一時保存

## 事業計画名及び作成者情報についての入力画面です。 事業計画名及び作成者情報 1 宣誓·手引き — 2 基本情報 — 3 要件 — 4 加点項目 — 5 專業計画名及び作成者情報 6 最低賃金及び特例希望 ── 7 事業計画数値 ── 8 経費明細|資金調達内訳 ── 9 書類添付 ── 10 アンケート 11 メールアドレス認証 ― 12 確認 戻る 一時保存 次へ 5-1.事業計画名 必須 事業計画の内容を端的に示す事業計画名を入力してください。 事業計画名(30文字程度) 事業計画名 事業計画名、事業計画の概要 【参考様式】事業計画書(その1・その 2)にて作成した内容を入力してくだ 5-2. 事業計画の概要 🔌 🛭 さい。 事業計画について説明してください。 本事業で取り組む対象分野となる業 --選択してください--種(日本標準産業分類、中分類) 事業計画の概要(100字程度) メーカ名:型式:名称: 導入予定の機械装置・システムの名 製品カタログに登録されているカテゴリに該当する製品を導入する場合、審査の際に一部考慮いたします。 2 カタログ注文型のカテゴリに該当する製品を導入する場合はチェックを入れてください。 カタログ注文型のカテゴリに該当す ✓ カタログ注文型のカテゴリに該当する製品を導入する る製品を導入する場合はチェックを カタログ注文型のカテゴリはこちら 入れてください。 https://shorvokuka.smri.go.ip/catalog/product\_catalog/ 事業計画の詳細は、【参考様式】事業計画書(その1・その2) 【指定様式】事業計画書(その3) にて提出いただきます。 書類のダウンロードはこちら https://shoryokuka.smrj.go.jp/ippan/download/ 3 補助事業の主たる実施場所 5-3. 補助事業の主たる実施場所 補助事業を実施する主たる実施場所を入力してください。 補助事業を実施する場所を入力して 補助事業の実施場所が複数ある場合、その中で従業員数の一番多い場所を主たる実施場所としてください。 ください。 郵便番号 必須 検索 主たる実施場所とは 補助事業を実施する場所のうち、従 都道府県 必須 千葉県 業員数の一番多い場所を指します。 市区町村 必須 町域 必須 番地等 必須

事第	美計画名及び作	- ■成者情報について	の入力画面です。	
番	地等 必須			
建	物名			
事	業所名			
事	業実施場所が複数ある場合はチェック		4	1 + W-+-1-10-51 W
		2つ以上事業実施場所がある チェックを入れた場合、「【指定様式】事業 書類のダウンロードはこちら https://shoryokuka.smrj.go.jp/jppan/downl		事業実施場所が複数ある場合 主たる実施場所を入力し、その他の 実施場所は【指定様式】事業実施場 所リストに入力のうえ提出してくか さい。
イ プ プ		場合は審査で考慮いたします。 証憑の提出が必要となります。	の提供について同意を得ているものと見做します am_outline.pdf	ţ.
		□ イノベーション製品応援プログラムへ参	加する	イノベーション製品応援プログラ
	<b>5.アトツギ甲子園への出場</b> 下のピッチ大会出場者は審査で考慮い	かたします。出場経験がある場合はチェックを入れ アトツギ甲子園のピッチ大会に出場した アトツギ甲子園はこちら https://atotsugi-koshien.go.jp/		への参加 参加する場合はチェックをいれて ださい。詳細はこちらからご確認 ださい。 https://shoryokuka.smrj.go p/assets/pdf/innovation s port program outline.pdf
	6.事業計画書作成支援者情報			
事	業計画の作成を支援した者がいる場合	は支援者情報を人刀してください。		
	業計画書作成に支援者は関与して ない	支援者なし		事業計画作成支援者情報
〇 <sup>支:</sup>	援機関名			支援者がいない場合は「支援者な し」にチェックを入れてください。 作成の支援を受けた場合は各欄に
○	援報酬(予定)額		Ħ	必ず入力してください。○は入力 須です。
〇契	約期間	ヶ月 ※フォローアップの	期間を含む	注意点
○ 支	援担当者部署名			支援を受けているにも関わらず情報が記載されていないことが明ら かになった場合には、申請にかか
<b>支</b>	援担当者名			虚偽として扱う場合があります。
○ 支	援者連絡先電話番号			
○ 支	援者メールアドレス			
±20°	定経営革新等支援機関ID			

## 最低賃金及び特例についての入力画面です。

## 最低賃金及び特例希望



#### 大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例

大幅な賃上げに取り組む事業者については従業員数に応じて下表のとおり補助上限額を引き上げます。 (最低賃金引き上げに係る事業者、補助金額の上限額に達しない場合、再生事業者、常勤従業員がいない場合は、引き上げ不可)

※要件を満たさない場合引き上げの特例を適用しない扱いとなります。

- 事業計画期間において (1) 絡与支格観察を基本要件に加え、更に年平均成長率4.0%以上(合計で年平均成長率6.0%以上)増加させること。 (2) 事業場内機能賃金 (補助事業を実施する事業場内で最も低い賃金) を事業業施都通府県における最低賃金+50円以上の水準とすること。 (3) 応募申請時に、上記(1)②の適成に向けた具体的かつ詳細な事業計画書、大幅核変上げた取り組むための事業計画者)を提出すること。

#### 最低賃金引き上げに係る<mark>補助率</mark>引き上げの特例

最低賃金引き上げに係る事業者については下表のとおり補助率を引き上げます。 (小規模企業者・小規模事業者、再生事業者、常勤従業員がいない場合は、引き上げ不可)

ー特例要件 - ※要件を満たさない場合引き上げの特例を適用しない扱いとなります。 2024年10月から2025年9月までの間で、「当該期間における地域別最低資金以上~2025年度改定の地域別最低資金来満」で雇用している 従業員が全後実真数の30%以上である月が3万月以上あること。

	大幅貨上	げに係る補助上限額引き	上げの特例			最低貨金引	き上げに係る補助率引	き上げの特例	
対象者	補助金額1500万円まで	1500万円を超える部分	従業員数	補助上限額	対象者	補助金額1500万円まで	1500万円を超える部分	従業員数	補助上限額
				申請枠の上限から					
中小企業	1/2	1/3	5人以下	250万円				5人以下	750万円
			6~20人	500万円				6~20人	1,500万円
小規模企業者			21~50人	1,000万円	中小企業	2/3	1/3	21~50人	3,000万円
小規模正未有	2/3	1/3	51~100人	1,500万円				51~100人	5,000万円
小規模事業者			101人以上	2,000万円				101人以上	8,000万円

※基本要件の返還要件に加えた追加の返還要件があります。公募要領にて必ずご確認ください。

6-1、大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例

大幅賃上げに取り組み補助上限額引き上げの特例を適用する事業者はチェックを入れてください。

【大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例】を希望する

※チェックが無い場合、補助上限額引き上げの特例は受けられません。

#### 6-2. 最低賃金引き上げに係る補助率引き上げの特例

最低賃金引き上げに係る事業者で補助率の引き上げを適用する事業者はチェックを入れてください。

✓ 【最低賃金引き上げに係る補助率引き上げの特例】を希望する

チェックを入れた場合、「【指定様式】最低賃金引き上げに係る要件確認書」の提出が必要です。

https://shoryokuka.smrj.go.jp/ippan/download/

※チェックが無い場合、補助率引き上げの特例は受けられません。

地域別最低賃金引き上げに係る加点を受ける事業者も本特例を受ける場合にはチェックを入れてくださ

大幅賃上げに係る補助上限額の引 き上げ、または最低賃金引き上げに 係る補助率引き上げを希望する場 合はチェックを入れてください。 適用するには、追加の要件や返還要 件があります。必ず公募要領にてご 確認ください。

従業員数が0人の事業者は入力不要 ですので表示されません。

直近月の事業場内の最低賃金(対象 年月)	2025	~ 年	1	~
	1100	円		
事業場内最低賃金	補助事業の実施場所が複数ある場合は主た ※事業計画期間における最低賃金の引き上 中で最も低い賃金で働く者の最低賃金を用	げ要件で		る場合

5-3. 補助事業の主たる実施場所 で入力した都道府県の地域別最低 賃金が表示されています。

主たる事業実施場所の最低賃金を 入力してください。

注意点

複数の事業場で補助事業を実施す る場合、基本要件および大幅賃上げ 特例における事業場内最低賃金に 関する要件については、事業場内最 低賃金が最も低くなる事業場のもの を用いて達成有無を判定します。 応募時に本箇所で入力いただく値に ついては参考値となります。

## 事業計画数値の入力画面です。

#### 事業計画数値

① 宣誓・手引き 一	一 ② 基本情報 —	3 要件 — 4 加点項目	5 事業計画名及び	「作成者情報 ——
6 最低賃金及び特例希望	7 事業計画数値	- 8 経費明細 資金調達内	訳 — 9 書類添付	一 ① アンケート ―
	•	メールアドレス認証 ― 12	確認	
	戻る	一時保存	次へ	

<b>7 - 1.事業計画の目標</b> 目標数値を表示しています。こちらを参	考に計画を策定してください。
①労働生産性の年平均成長率	4.00%
<ul><li>①1人当たりの給与支給額の年平均 成長率 (2019年度を基準とし、2020年度~ 2024年度の5年間を指す。)</li></ul>	3.1%
③給与支給総額の年平均成長率	6.00%
④最低賃金の目標額	+50円

7-2.会社全体の事業計画(単位:円) 事業計画期間を3~5年で設定してください	<u>必須</u> 。設定年数は任意ですが、事業計画の目	標を道	能成でき	きる年数としてください。		
計画年数	5年	~				
直近の決算年月	2024	~	年	12	~	月

計算 数値を入力した後、計算ボタンを押して情報を更新してください。

[近の決算期の数値を実績値とし計画値を入力してください。

3

赤上高 売上原価(製造原価)

元二尔仙(安坦尔仙)	300000	3300000	300000	3800000	400000	4300000	
売上総利	7,000,000	8,200,000	8,400,000	8,700,000	9,500,000	10,000,000	
販売費及び一般管理費(人件費・減価償却費も含む)	200000	300000	400000	500000	6000000	700000	
①営業利益	6,800,000	7,900,000	8,000,000	8,200,000	3,500,000	9,300,000	
②人件費	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	
③減価償却費	3,000,000	4,000,000	3,900,000	28,950,000	27,850,000	26,800,000	
(内訳)既存設備の減価償却費	3000000	3000000	3000000	28000000	27000000	26000000	7
本補助金で導入する設備の減価償却費		1000000	900000	950000	850000	800000	
④付加価値額(①+②+③)	10,800,000	12,900,000	12,900,000	38,150,000	32,350,000	37,100,000	
付加価値額の年平均成長率(%)		19.44%	9.29%	52.29%	31.55%	27.99%	
労働生産性	981,818.18	1,172,727.27	1,172,727.27	3,468,181.81	2,940,909.09	3,372,727.27	
労働生産性の目標値		1,021,090.91	1,061,934.55	1,104,411.93	1,148,588.41	1,194,531.95	
⑤給与支給総額(⑥+⑦)	30,000,000	31,200,000	33,708,000	35,730,480	37,874,308	40,146,768	
⑥⑤のうち、役員報酬	10000000	10000000	10000000	10000000	10000000	10000000	
⑦⑤のうち、従業員の給与支給総額	20000000	21200000	23708000	25730480	27874308	30146768	
給与支給総額の年平均成長率		4.00%	6.00%	6.00%	5.99%	6.00%	
給与支給総額の目標額		31,800,000.00	33,708,000.00	35,730,480.00	37,874,308.80	40,146,767.33	
⑧役員数	1	1	1	1	1	1	
<b>⑨従業員数</b>	10	10	10	10	10	10	
従業員1人当たり給与支給総額の目標額	2,000,000.00	2,120,000.00	2,370,800.00	2,573,048.00	2,787,430.80	3,014,676.80	
従業員1人当たり給与支給総額の年平均成長率		6.00%	8.87%	8.76%	8.65%	8.55%	
I TOMANO DE LA COLONIA CONTRA DE LA CARRESTA DE LA COLONIA DEL COLONIA DEL COLONIA DE LA COLONIA DEL COLONIA D							

計算 対値を入力した後、計算ボタンを押して情報を更新してください。

従業員1人当たり給与支給総額(⑦÷⑨)

計算を押して計画内容を確認してください。

一時保存

次へ 🔧

2,062,000.00 2,125,922.00 2,191,825.59 2,259,772.18 2,329,825.12

## 事業計画の目標

賃上げ加点や引き上げの特例に チェックを入れた場合その目標値が 表示されています。

① 労働生産性の年平均成長率 事業計画期間において毎年この目 標以上の計画を策定してください。

## ② 1人当たりの給与支給総額の年平 均成長率

事業計画期間終了時点にこの数値 以上となる目標値を設定した事業計 画を策定してください。

③給与支給総額の年平均成長率 事業計画期間終了時点にこの数値 以上となる目標値を設定した事業計 画を策定してください。

#### ④ 最低賃金の目標値

計画値の入力はありませんので参考 にしてください。

重要

ここで策定した計画値が、効果 報告時に要件の達成有無を判定 する際に用いられますので、無 理のない計画作成をしてくださ い。なお、②または③のいずれ か一方が達成できていれば補助 金の返還とはなりません(ただ し、目標値としては双方の値を 設定してください)。

## 事業計画年数

3年~5年で計画年数を設定してく ださい。ただし、事業計画値の入力 は全事業者5年分必要です。

#### 事業計画

補助事業完了予定日の属する事業年 度(事業者の決算年度)の翌年度を1 年目として5年の計画をたててくだ さい。

※直近の決算期の翌年度が1年目と は限りませんのでご注意ください。

入力項目です。

目標を達成する数値を表示しています。

## 注意点

【指定様式】事業計画書(その3) 作成時に事業計画の表のキャプチャ を貼り付ける必要があります。 計算ボタンを押し、エラーがでない 状態で計画値の表のキャプチャを とってください。

計画が未達のままキャプチャを添付 しないようご注意ください。

## 経費明細の入力画面です。

## 経費明細|資金調達内訳



経費明細を入力いただきま すが、ここで入力した補助対 象経費の全額に対して、補 助金の交付を確定するもの ではありません。

補助金交付候補者として採 択後、交付申請を行い、内容 を改めて精査のうえ交付額 を決定し通知します。

#### 補助対象経費

応募申請にて提出いただいた補助対象経費の全額に対して補助金の交付を確定するものではありません。 補助金交付候補者として採択後に交付申請を行った内容を改めて精査したうえで交付額が決定しますのでご注意ください。

- 補助対象となる経費 ・本事業の対象として明確に区分できるものであり経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確にできるもの
- Ⅰ 機械装置・システム構築費

・ 1 機械・装置、工具・器具の購入、製作、借用に要する経費 ②専用ソフトウェア・情報システムの購入・構築、借用に要する経費 ③ 改良又は据付けに要する経費 ※1生産性向上に必要な、防災性能の優れた生産設備等を補助対象経費に含めることは可能。 ※2必ず1つ以上、単価50万円(税扱)以上の機械装置等の設備投資が必要。

- <機械装置・システム構築費以外の経費は、総額で500万円までを補助上限額とします。>
- 運搬費

運搬料、宅配・郵送料等に要する経費

- 技術導入費 (上限額 = 補助対象経費総額(税抜)の3分の1) 知的財産権等の導入に要する経費
- 知的財産権等関連経費 (上限額=補助対象経費総額(税抜)の3分の1)
- 等の知的財産権等の取得に要する弁理士の手続代行費用等
- **外注費** (上限額=補助対象経費総額(税抜)の2分の1) 新製品・サービスの開発に必要な加工や設計(デザイン)・検査等の一部を外注(請負、委託等)する場合の経費
- 専門家経費 (上限額=補助対象経費総額(税抜)の2分の1) 本事業遂行のために依頼した専門家に支払われる経費
- クラウドサービス利用費

7	4	
V	L	

ファイナンス・リースの利用について 「はい」か「いいえ」を選択してくださ い。こちらで選択した内容は交付申 請時に変更できませんので、よくご 検討ください。

#### 8-1.経費明細表 必須

ファイナンス・リースを利用してリース会社と共同申請を実施しますか

● はい ○ いいえ

イナンス・リースの利用について申告をしてください。

応募申請時に、利用することを申告した事業者は、交付申請で取りやめることはできません。予めリース会社と協議の上でご申請ください。 また、利用しないことを申告した事業者は、交付申請にてリースの利用を申請することはできません。

※共同申請を実施する場合、交付申請時にリース軽減計算書の提出が必要となります。 詳しくは、リース事業協会のページ(https://www.leasing.or.jp/studies/hojo.html)をご確認ください。

補助対象経費(税抜き)は事業に要する経費(税込み)の3分の2以上であることが必要です。

計算 数値を入力した後、計算ボタンを押して情報を更新してください。

浦助対家経費(柷抜き)	は事業に要する経費(税込	み)の3分の2以上である	ることか必要です。	
経費区分	(A) 事業に要する経費 (税込みの額)	(B) 補助対象経費 (税抜きの額)	(C) 視算基礎 (B) の内訳 (機械装置名、単価×数量等)	
機械装置・システム横築費 (単値50万円以上)	10000000	1000000	○○○ 1,000,000円×2	
運搬費	0	0		
技術導入費	0	0		
知的財產權等関連経費	0	0		
外注費	0	0		
専門家経費	0	0		
クラウドサービス利用費	0	0		
合計	(A) 10,000,000	(B) 10,000,000		

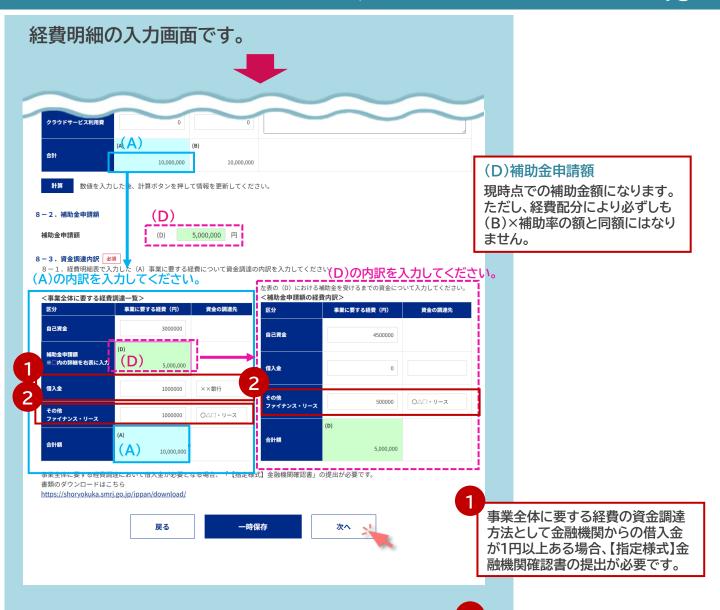
## (A)事業に要する経費

事業に要する経費の内訳を税込み で入力してください。

#### (B)補助対象経費

(A)のうち補助対象経費とする額を 税抜きで入力してください。

機械装置・システム構築費について は、可能な限り(C)積算基礎を記載 してください。



2 ファイナンス・リースを利用する場合、「その他 ファイナンス・リース」 の金額と「資金の調達先」にリース 会社名の入力が必要です。

上記書類から従業員数が変動して補助上限額が変更となる場合は労働者名簿を添付してください。

【指定様式】労働者名簿

【指定様式】労働者名簿

対応ファイル形式:Excel

## 書類の添付画面です。 書類添付 ここまでに入力した内容に 基づき必要な書類が表示さ れています。 書類の不備により不採択と 1 宣誓・手引き — 2 基本情報 — 3 要件 — 4 加点項目 — 5 事業計画名及び作成者情報 — なる場合がありますので、 ⑥ 最低賃金及び特別希望 ── 7 事業計画数値 ── ③ 経費明細 | 資金剛達内訳 ── 9 書類添付 ── 10 アンケート ── 提出前に書類の内容はよく ご確認ください。 11 メールアドレス認証 ― 12 確認 一時保存 次へ 書類添付時の注意点 書類の添付誤りが散見されています。正しいファイルが添付できているか、内容を必ず確認してください。 申請状況により同じ資料の添付を求められる場合があります。同じ資料であってもそれぞれの添付口に添付をしてください。 数期分の提出が必要な資料があります。必須マークの有無に関わらず提出が可能な年度分の資料は必ず提出してください。 事業者の実在確認書類 履歷事項全部証明書 対応ファイル形式:PDF 削除 履歷事項全部証明書 納税証明書(その2)直近3年分 必須 納税証明書(その2)直近3年分 ファイルが添付されている状態です。 対応ファイル形式: PDF 決算書等 損益計算書 1期前分 ※個人事業主で白色申告の場合は 損益計算書 1期前分 削除 所得税白色申告収支内訳書 対応ファイル形式:PDF 損益計算書とあわせて、製造原価報告書、販売管理費明細、個別注記表を添付してください。 ※製造原価報告書、販売管理費明細は従来から作成している場合のみ 損益計算書 2期前分 損益計算書 2期前分 対応ファイル形式:PDF 貸借対照表 1期前分 対応ファイル形式:PDF 貸借対照表 1期前分 貸借対照表 2期前分 貸借対照表 2期前分 対応ファイル形式:PDF 従業員数の確認書類 法人事業概況説明書 対応ファイル形式:PDF 削除 法人事業概況説明書

削除

## 書類の添付画面です。 ここまでに入力した内容に 基づき必要な書類が表示さ 役員名簿 れています。 書類の不備により不採択と 【指定様式】役員名簿 なる場合がありますので、 【指定模式】役員名簿 提出前に書類の内容はよく ご確認ください。 株主名簿 【指定様式】株主・出資者名簿 必須 【指定様式】株主・出資者名簿 対応ファイル形式:Excel 事業計画に係る書類 2 事業計画書(その1・その2) 2 削除 事業計画書 (その1・その2) 対応ファイル形式:PDF 【参考様式】のファイル 他の様式を添付いただいても結 【指定様式】事業計画書(その3) 削除 【指定様式】事業計画書(その3) 構です。ただし、書類の作成にお 対応ファイル形式:Excel いては公開された様式の項目を 参考にしてください。 【参考様式】の資料は事務局ホー ムページからダウンロードできま す。 事業実施場所が複数の場合 3 資料ダウンロード 【指定様式】事業実施場所リスト <u>必須</u> ファイルをアップロード またはファイルをドロップ 対応ファイル形式:Excel ファイルが未添付の状態です。 イノベーション製品応援プログラムに参加する場合 【指定様式】イノベーション製品応援プログラム申請書 必須 【指定様式】イノベーション製品応援プログラム 削除 対応ファイル形式:Excel 製造元の履歴事項全部証明書 削除 対応ファイル形式:PDF 製造元の履歴事項全部証明書 選定理由書 対応ファイル形式:PDF 削除 選定理由書 導入予定製品の見積書 対応ファイル形式:PDF 削除 導入予定製品の見積書 導入予定製品についてのカタログや説明資料 参須 削除 導入予定製品についてのカタログや説明資料 対応ファイル形式:PDF、JPEG、PNG



# アンケートの画面です。

アンケート
① 宣誓・手引き ― ② 基本情報 ― ③ 要件 ― ④ 加点項目 ― ⑤ 事業計画名及び作成者情報 ―
⑤ 最低賃金及び特例希望 ― 7 事業計画数値 ― 8 経費明細 資金剛達内駅 ― 9 書類添付 ― 10 アンケート ―
A L HARLE MARKET A PAGE
11 メールアドレス認証 ― 12 確認
戻る 次へ
本補助金申請時の経営課題・関心事項 本補助金申請時点で感じている経営課題や関心事項を選択してください。
※複数選択可
経営戦略・経営計画
設備投資計画
人事・労務管理
中核人材育成
財務・会計
資金調達
製品,商品,技術開発
知的財産
生産管理・品質管理
顧客管理·営業管理 購買·物流
販路開拓・マーケティング
海外展開(輸出・進出・業務連携)
□ IT化・DX (デジタルトランスフォーメーション)
情報システム構築
EC (Eコマース)
リスクマネジメント・BCP(事業継続計画)
事業承継・後継者育成・M&A
事業再生(事業再建・健全化)
SDGs・カーボンニュートラル
LIBRIA A PROPERTY OF THE PROPE
本補助金申請時の関心施策 中小機構を含めた国による支援策について、関心のあるものを選択してください。 ※複数選択可
情報提供
セミナー・シンポジウム
展示会・商談会
窓口相談
専門家派遣
研修・人材育成
認定・表彰制度
補助金・助成金
融資・債務保証
その他

アンケートページになります。 回答をお願いします。

# アンケートの画面です。



本補助金の情報の入手元 省力化投資補助金を認知した主なきっかけはどのようなものでしたか。 ※複数選択可	
人づて	
導入する製品の販売事業者からの情報	
経営者や取引先(この項目の取引先は今回導入する製品の販売事業者を含まない)	
商工会・商工会議所	
会計士・税理士	
自治体	
よろず支援拠点	
中小企業基盤整備機構	
その他公的な支援機関からの情報	
□ コンサルタント等民間の支援機関からの情報	
金融機関からの情報	
従業員からの情報	
公表情報等	
□ 研修・セミナー・展示会	
□ インターネット検索 □ 業界紙・専門紙	
★弁紙・守口部 メールマガジン	
新聞	
その他の雑誌、書籍	
SNS	
□ その他	
本事業における資金の調達方法(選択式) 今回の補助金を活用した設備投資に際して、投資資金をどのように捻出しましたか。 ※複数選択可	
自己資金のみ	
新たに銀行融資を活用	
都道府県等の自治体の支援策を併用	
□ その他の調達方法	
独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)の各種支援情報の提供 中小機構は、中小企業等の皆様が抱える様々な経営のお悩みについて、きめ細やかなサポートを行っております。省力化投資補助金に申請された皆様に対して、中小機構による各種支援メニューに関する情報提供をさせていただく場合があります。 情報提供を希望されない場合は、下記にチェックをお願いします。	
□ HHTMMC N を 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
戻る 次へ	
***	

# メールアドレスの認証画面です。

## メールアドレス認証

0 == 1.	10 0 0	W C XII	DRAM-SCH	S SHELLENGO I PARELLENG	
6 最低質	金及び特例希望	7 事業計画数値 —	8 経費明細 資金	調達内訳 — 9 書類添付 —	
		10 メールアドレス	器証 — ①確認		
		戻る	次へ		
				-	
		コードメールが届いてお を入力してください。(		244 D ± ±1	
メール	こ記載された認証コート	<b>を入力してくたさい。(</b>	メール达信まで最大105	ガかかります)	
認証コ-	- <b>k</b>				
認証コ-	ードがご不明の場合は、	基本情報画面へ戻って再	度認証コードを発行して	<b>基本情報画面へ</b>	

認証コード

担当者メールアドレスに送信されています。ご確認ください。

メールが届かない場合、基本情報 画面へ戻り受信可能なメールアド レスに変更し、再度認証コードを 発行してください。

戻る

次へ >

2 基本情報の画面へ戻ることができます。

#### 認証コード発行メールのイメージ

中小企業省力化投資補助金事務局です。

一般型の応募申請で利用するメールアドレスの認証コードをお知らせします。 認証コード:XXXXXX

一般型マイページから応募申請画面を開き、認証コードを入力してメールア ドレス認証を完了させてください。

一般型マイページ:https://.shoryokuka.

%本メールは送信専用のため、ご返信いただきましてもご対応致しかねますのでご了承ください。

中小企業省力化投資補助金事務局

【お問い合わせ先】

中小企業省力化投資補助事業コールセンター

TEL: 0570-099-660

[IP電話専用回線] 03-4335-7595

お問合せ時間:9:30~17:30/月曜~金曜(土・日・祝日除く)

※電話番号はお間違いないようにお願いいたします。

ホームページ:<u>https://shoryokuka.smrj.go.jp/</u>

\_\_\_\_\_

## 最終確認画面です。

# 注意点

## 確認

 ① 直管・手引き
 ② 基本情報
 ③ 要件
 ④ 加点項目
 ⑤ 事業計画名及び作成者情報

 ⑥ 最低資金及び特別希望
 ⑦ 事業計画数値
 ③ 経費明線 | 資金調達内限
 ⑤ 書類添付
 ⑩ アンケート

 ① メールアドレス認証
 ① 確認

ここまでに入力と添付を 行った内容が表示されてい ます。

提出前の最終確認ページと なりますのでよく確認のう え提出ボタンを押してくだ さい。

一 宣誓・手引き 修正

修正が必要な場合、修正ボタンから各画面へ戻ることができます。

#### 1-2.宣誓事項

中小企業省力化投資補助事業に係る補助金(以下「本補助金」という。)の公募要領等の記載内容を全て確認・理解したうえ で、申請事業者が事業計画の作成及び実行に責任をもって取り組むことに同意するとともに、申請事業者自身により申請を行い **~** 申請事業者及び申請する事業内容は本補助金の申請要件(補助対象者、補助対象事業等)に該当していることを確認しました。 また、特定非営利活動法人である事業者は、交付申請時までに補助金の事業に係る経営力向上計画の認定を受け、交付申請時に ~ 本補助金の申請要件を満たしていない場合や、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」 等に違反する行為等をした場合には、不採択、採択決定の取消、交付決定の取消、補助金の返還、事業者名及び代表者名を含む ~ 不正内容の公表等が行われることに同意します。 本補助金の事業計画書記載の賃上げ計画の達成に取り組みます。補助事業終了後に実施する効果報告時に、賃金引上げ状況の報 告を行わなかった又は要件が達成されなかったことにより、補助金の返還指示があった場合、その指示に従い補助金を返還する ことに同意します。また、その後の達成状況の確認を受けた場合には速やかに、回答・調査対応することに同意します。(賃上 げ加点事業者含む。) 本補助金の補助対象経費については、専ら補助事業計画書に記載の事業(以下補助事業という)のために使用します。なお、以 下重複について確認しました。 (過去又は現在の) 国 (独立行政法人等を含む) が助成する制度との重複を含む事業を申請する事業者のうち、補助対象経費 が重複している事業、公的医療保険・介護保険からの診療報酬・介護報酬、固定価格買取制度等との重複がある事業は補助対象 となりません。 中小企業生産性革命推進事業の他の補助金(小規模事業者持続化補助金等)や、中小企業事業再構築補助金と同一の補助対象 経費を含む事業は補助対象となりません。

— 基本情報



#### 2-1. 事業者情報

事業形態 法人

組織形態 1-1.中小企業者(組合関連以外)

その他資料」

その他資料1コメント

その他資料2 添付なし

その他資料2コメント

その他資料3 添付なし

内容に問題がなければ提出をクリックしてく ださい。事務局への提出が完了します。

提出が完了するとメールが送信されます。

応募申請が提出されました。 事務局からのメール連絡をお 待ちください。

審査にて不備や不足が確認された場合、事務局から差し戻しを 行いますのでご対応ください。

# 中小企業省力化投資補助金(一般型)

https://shoryokuka.smrj.go.jp/ippan/

